

日本国憲法(4) 「行政」





講義の内容と到達目標

講義の内容

本講義では行政権の担い手である内閣について取り扱います。どのような権限が内閣には与えられているのか、内閣の組織はどのように編成されているのか、という問題を検討します。特に議院内閣制の意義については特に重要です。

到達目標

- ・内閣の組織・権能について理解し、説明できる。
- ・議院内閣制の意義を理解し、説明できる。

今回の講義の 目次

1. 内閣の組織と権能

2. 行政組織

3. 議院内閣制の意義





今回の講義の問い①

1. 内閣の組織と権能

内閣とはどういう組織であり、

どのような権限が与えられて

いるのでしょうか?



今回の講義の問い②

2. 行政組織

行政機関はどのように組織さ

れているのでしょうか?



今回の講義の問い③

3. 議院内閣制の意義

議院内閣制とはどのような制度

でしょうか?また内閣と国会の

関係はどのようになっているので しょうか?



1. 内閣の組織と権能

内閣とはどういう組織であり、どのような権限が与えられているのでしょうか?



(1) 内閣のしくみ



内閣の構成員と成立

内閣=内閣総理大臣+国務大臣=14名(最大で17名) (内閣 法2条) ⇒すべて文民

内閣総理大臣

・国会議員の中から国会により指名⇒天皇から任命

国務大臣

- ・首相により任命
- ・過半数が国会議員

出典:首相官邸ウェブサイト(https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/meibo/index.html)



(1) 内閣の しくみ

- 閣議を通じて意思決定(閣議決定)
- ・全会一致
- 合議機関(⇔独任機関)

文民統制

- ・シヴィリアン・コントロール
- ・文民≠元職業軍人(軍国主義思想を持つ者)or現役自衛官

出典:首相官邸ウェブサイト

(https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201301/08kakugi.html)



IMPORTANT

(1) 内閣のしくみ

- ・内閣の決定
- ・衆議院による内閣不信任案の可決(信任案の否決)
- ・内閣総理大臣が欠けたとき
- ・衆議院選挙後に初めて国会が召集されたとき



(2)内閣総理大 臣の地位

首長としての地位

・国務大臣の任免権、議案の国会提出、一般国務・外交の 国会報告、法律・政令への署名・連署、国務大臣への訴 追の同意など

行政各部の指揮監督

・内閣の<mark>閣議決定に明示的に反しない限り</mark>行政各部に指示 を与えることができる

出典:首相官邸ウェブサイト(https://www.kantei.go.jp/jp/100 kishida/actions/202110/04shimei.html)



(3)内閣の権限



行政権の意義

- 控除説
- ・積極説、法律執行説、執政権説

内閣の権限

- ・憲法73条の権限
- ・憲法73条以外の権限

内閣の責任

• 連帯責任



2. 行政機関

行政機関はどのように 組織されているのでしょ うか?

(1) 行政機関の組織

行政機関(行政各部)

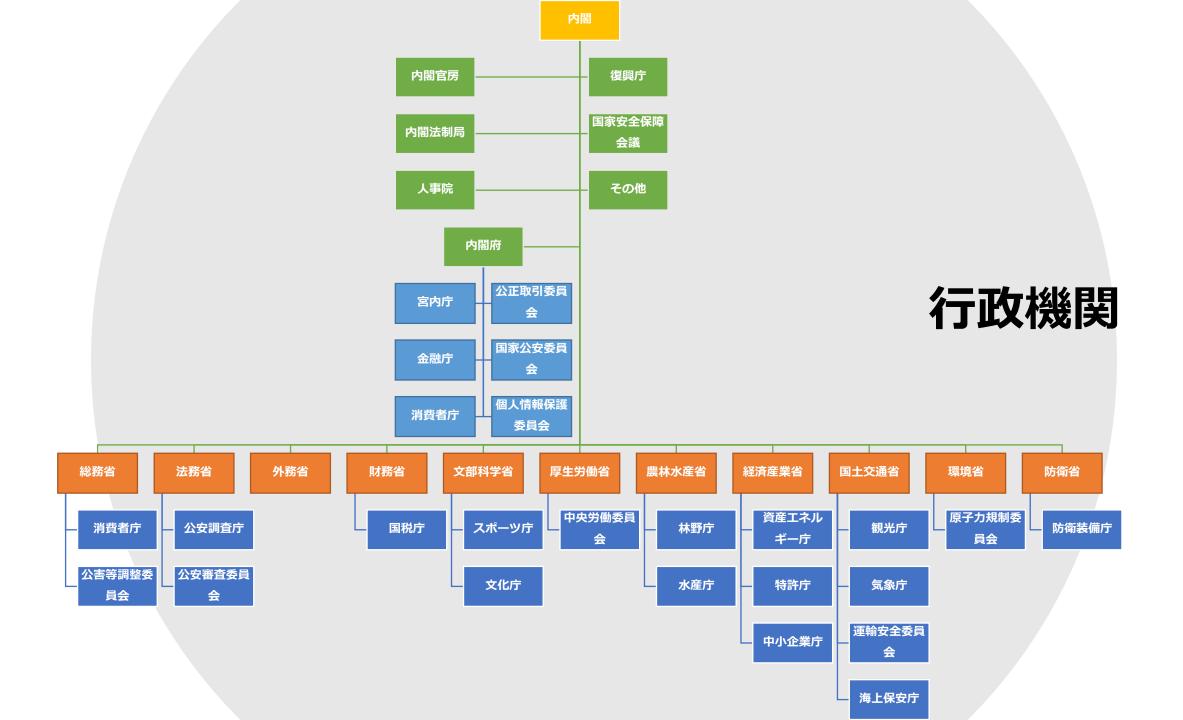
- ・行政作用を直接行う
- ・内閣は指揮監督を行う

分担管理

- ・国務大臣+行政機関の長
- ・無任所大臣



出典:国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/gobuild/kasumi_kasumi_kongo_kasumi_kongo.htm)



(2) その他

内閣の補佐機関

- ・内閣官房
- ・内閣法制局
- ・内閣府など

独立行政委員会

- ・非政治性・専門性
- ・身分保障
- ・准立法作用、準司法作用





3. 議院内閣制の意義

議院内閣制とはどのよう な制度でしょうか?また 内閣と国会の関係はど のようになっているので しょうか?

(1)議院内閣制とは



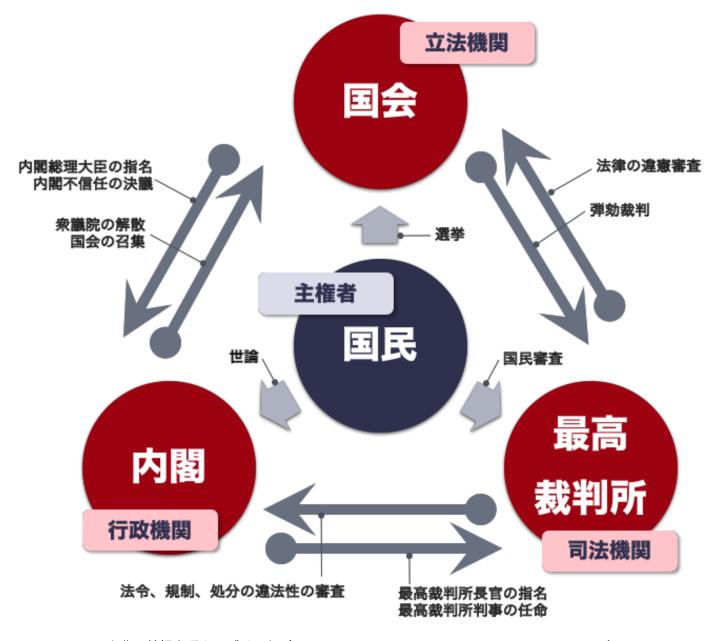
意義

・行政府が立法府の信認を得る限りで活動できるしくみ

協力型権力分立制度

・一応の分立はあるが、密接な関係がある

⇔大統領制



出典:首相官邸ウェブサイト(https://www.kantei.go.jp/jp/seido/seido_2.html)



(2)日本国憲法における議院内閣制

憲法上の規定

・明文規定なし

各種条文による議院内閣制

・権限配分、内閣の成立、内閣の活動、内閣の終了

出典:首相官邸ウェブサイト(https://www.kantei.go.jp/jp/seido/seido_2.html)



(3)内閣不信任決議 と衆議院解散

内閣不信任決議(69条)



⇒総辞職or衆議院の解散

衆議院の解散

- ・69条説(69条の場合のみ)
- 7条説(いつでもできる)
- · 有効性⇒「統治行為論」

出典:日本経済新聞ウェブサイト

(https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL27HMR X20C17A9000000)

出典:国立公文書館ウェブサイト

(https://www.digital.archives.go.jp/das/image/F000000000000114771)

まとめ



1. 内閣の組織と権能

• 内閣の構成、活動、総辞職、内閣総理大臣の地位、権限

2. 行政組織

• 行機関の組織、内閣の補佐、独立行政委員会

3. 議院内閣制の意義

• 議院内閣制の意義、内閣不信任決議、衆議院の解散